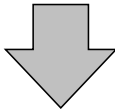


(参考)年間保険料額

単身世帯(収入は年金のみ)の場合

令和6・7年度

被保険者均等割額＝57, 172円 所得割率＝11. 75%						
年金収入額		153万円	168万円	198万5千円	224万円	300万円
所得額	公的年金等控除額 (110万円)	43万円	58万円	88万5千円	114万円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	基礎控除額 (43万円)	0円	15万円	45万5千円	71万円	147万円
被保険者均等割額 の軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減	
所得割額 ①		0円	17, 625円	53, 462円	83, 425円	172, 725円
軽減後の被保険者 均等割額 ②		17, 151円	17, 151円	28, 586円	45, 737円	57, 172円
保険料総額(円) ①＋②		17, 151円	34, 776円	82, 048円	129, 162円	229, 897円



令和8・9年度

(医療分)被保険者均等割額＝64, 931円 所得割率＝11. 51%						
(子ども分)被保険者均等割額＝1, 373円 所得割率＝0. 24%						
年金収入額		153万円	168万円	198万5千円	224万円	300万円
所得額	公的年金等控除額 (110万円)	43万円	58万円	88万5千円	114万円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	基礎控除額 (43万円)	0円	15万円	45万5千円	71万円	147万円
被保険者均等割額 の軽減割合		7割軽減(※1)		5割軽減	2割軽減	
医療分	所得割額 ①	0円	17, 265円	52, 370円	81, 721円	169, 197円
	軽減後の被保険者 均等割額 ②	18, 180円	18, 180円	32, 465円	51, 944円	64, 931円
子ども分 (※2)	所得割額 ③	0円	360円	1, 092円	1, 704円	3, 528円
	軽減後の被保険者 均等割額 ④	411円	411円	686円	1, 098円	1, 373円
保険料総額(円) ①＋②＋③＋④		18, 591円	36, 216円	86, 613円	136, 467円	239, 029円
増加額	年 額	1, 440円	1, 440円	4, 565円	7, 305円	9, 132円
	(1月当たり)	120円	120円	380円	609円	761円

(※1) 特例措置により、医療分についての軽減割合は7. 2割軽減となります。

(※2) 子ども分の料率及び算出保険料額は令和8年度の数値です。

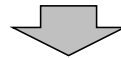
後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

令和6・7年度

被保険者均等割額＝57,172円	所得割率＝11.75%
------------------	-------------

●妻の年金収入額83万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	229万円	280万円	300万円
	妻	83万円	83万円	83万円	83万円	83万円
所得額	夫	43万円	58万円	119万円	170万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	76万円	127万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減	
所得割額 ①	夫	0円	17,625円	89,300円	149,225円	172,725円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
保険料総額(円) ①+②	夫	17,151円	34,776円	117,886円	194,962円	229,897円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
	合計	34,302円	51,927円	146,472円	240,699円	287,069円



令和8・9年度

(医療分)被保険者均等割額＝64,931円	所得割率＝11.51%
(子ども分)被保険者均等割額＝1,373円	所得割率＝0.24%

●妻の年金収入額83万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	229万円	280万円	300万円
	妻	83万円	83万円	83万円	83万円	83万円
所得額	夫	43万円	58万円	119万円	170万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	76万円	127万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合		7割軽減(※1)		5割軽減	2割軽減	
医療分	所得割額 ①	夫	0円	17,265円	87,476円	146,177円
		妻	0円	0円	0円	0円
	軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円
		妻	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円
子ども分 (※2)	所得割額 ③	夫	0円	360円	1,824円	3,048円
		妻	0円	0円	0円	0円
	軽減後の被保険者 均等割額 ④	夫	411円	411円	686円	1,098円
		妻	411円	411円	686円	1,373円
保険料総額(円) ①+②+③+④	夫	18,591円	36,216円	122,451円	202,267円	239,029円
	妻	18,591円	18,591円	33,151円	53,042円	66,304円
	合計	37,182円	54,807円	155,602円	255,309円	305,333円
増加額	年 額	2,880円	2,880円	9,130円	14,610円	18,264円
	(1月当たり)	(240円)	(240円)	(761円)	(1,218円)	(1,522円)

(※1) 特例措置により、医療分についての軽減割合は7.2割軽減となります。

(※2) 子ども分の料率及び算出保険料額は令和8年度の数値です。